

2019

# ディスクロージャー・レポート

(2018年4月~2019年3月)



エイ・ワン少額短期保険株式会社

## ご挨拶

当年度(2018年4月1日～2019年3月31日)における我が国の経済状況は、実質GDPが0.8%と7年連続のプラス成長となっておりますが、平成29年度の1.9%から大幅に減速しました。また、四半期ベースではマイナス成長とプラス成長を繰り返しており、2018年を通して一進一退の推移が続きました。

当社の事業領域である少額短期保険業界におきましては、少額短期保険業者数が100社を超え、保険料収入も1,000億円を突破しました。保有契約件数は78万件増加の831万件となり、引き続き、保有契約件数・保険料収入ともに10%超の成長が続いています。

私どもエイ・ワン少額短期保険株式会社(A・1SSI.CO.LTD)は、2008年3月より営業活動を始め、この度の2018年度の事業年度が11年目に当たります。

今期当社の保険料収入は1,775百万円と前年比5.4%増と順調であり、経常利益も約7百万円の黒字を計上しました。西日本豪雨や台風21号といった大規模災害に見舞われ、支払保険金が前年比53.3%増となったとともに、広告宣伝費が98.6%増となるなど、コストの増加が目立ちましたが、再保険における出再割合を前年度に対して10～15%引き上げ、責任準備金の積立額を抑えることなどにより、良好な経常収支となりました。

他方で、昨今、数々の企業不祥事件を背景として、業界を問わず、顧客保護やコンプライアンスの徹底が強く求められています。そして、当社が属する保険業界においても、コンプライアンスへの取り組みが、顧客保護、ひいては業界に対する信頼性維持のために不可欠なものとなっております。

こうした中、当社は、2019年度において、監督官庁の監督・ご指導の下、お客様一人一人が安心かつ安全に生活を送ることができるよう顧客本位の業務運営を経営の根幹に据え、社会に貢献する企業として邁進する所存でございます。

今後とも、皆様のご愛顧とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2019年7月

エイ・ワン少額短期保険株式会社

代表取締役 片山 勉



1.	当社の概要および組織	4
	Ⅰ 会社概要および沿革	
	Ⅱ 当社の基本理念・経営理念・行動指針	
	Ⅲ 組織	
	Ⅳ 株式の状況	
	Ⅴ 役員および使用人の状況	



2.	主要な業務の内容	9
	事業の概況	
	Ⅰ 概況	
	Ⅱ 当年度の取扱商品	
	Ⅲ 保険募集について	
	Ⅳ 事故対応について	
	Ⅴ リスク管理体制	
	Ⅵ 中立かつ公正な判断を行う紛争解決機関のご紹介	
	Ⅶ コンプライアンス基本方針	



3.	主要な業務に関する事項	21
----	-------------	----



4.	主要な業務の状況を示す指標	23
	Ⅰ 正味収入保険料	
	Ⅱ 元受正味保険料	
	Ⅲ 支払再保険料	
	Ⅳ 保険引受利益	
	Ⅴ 正味支払保険金	
	Ⅵ 元受正味保険金	
	Ⅶ 回収再保険金	



5.	保険契約に関する指標	26
	Ⅰ 契約者配当金	
	Ⅱ コンバインドレシオ	
	Ⅲ コンバインドレシオ（出再控除前）	
	Ⅳ 再保険会社の数	
	Ⅴ 再保険会社の再保険内容	
	Ⅵ 再保険会社の格付け区分	
	Ⅶ 未収再保険額	



6.	経理に関する指標	28
	Ⅰ 支払備金	
	Ⅱ 責任準備金	
	Ⅲ 利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高	
	Ⅳ 損害率の上昇に対する経常損失の額	
	Ⅴ 資産運用に関する指標等	
	Ⅵ 責任準備金残高	
	Ⅶ 純資産の額、価格変動準備金の額等	



7.	財産の状況に関する指標	32
	財務諸表	
	Ⅰ 貸借対照表	
	Ⅱ 損益計算書	
	Ⅲ キャッシュフロー計算書	
	Ⅳ 株主資本等変動計算書	
	Ⅴ 事業費	
	Ⅵ ソルベンシー・マージン比率、各種リスク	



8.	保険用語の解説	40
----	---------	----



# 1. 当社の概要および組織

## I 会社概要および沿革

概要（2019年3月31日現在）

- 社名 エイ・ワン少額短期保険株式会社（A-1 SSI, CO., LTD）
- 設立 2006年11月10日
- 本社 大阪府大阪市中央区久太郎町1-9-26
- 資本金 2億3,100万円
- 営業拠点
  - 【札幌支店】 札幌市中央区北二条西2丁目3-2
  - 【東京支店】 東京都千代田区内神田3-24-3
  - 【名古屋支店】 名古屋市中区丸の内2-14-4
  - 【中四国支店】 岡山市北区本町6-36
  - 【九州支店】 福岡市博多区中洲中島町3-10
  - 【沖縄支店】 那覇市久茂地2-3-15
  - 【東北営業所】 仙台市青葉区中央2丁目2-10
  - 【広島営業所】 広島市中区銀山町3-1
- 登録
  - 【登録番号】 近畿財務局長（少額短期保険）2号
  - 【登録年月日】 2007年12月12日

## 沿革

- 2006年11月 少額短期保険設立準備会社 エイ・ワンインシュアランス株式会社として設立。  
資本金 2,000万円。
- 2007年9月 資本金を1億1,500万円に増資。
- 2007年12月 大阪市中央区久太郎町に事務所開設。エイ・ワンインシュアランス株式会社から  
エイ・ワン少額短期保険株式会社へ商号変更  
近畿財務局長（少額短期保険）2号として登録完了。東日本本部、九州支店を開設。
- 2008年3月 「賃貸入居者保険」販売開始。  
資本金を1億2,000万円に増資。
- 2008年9月 資本金を1億7,600万円に増資。
- 2009年10月 「テナント保険」販売開始。
- 2009年11月 富士火災海上保険株式会社（現AIG損害保険株式会社）と事業提携。
- 2009年12月 資本金を1億8,600万円に増資。
- 2010年3月 資本金を1億9,600万円に増資。
- 2010年12月 ホームネット株式会社と事業提携。  
資本金を2億1,600万円に増資。
- 2011年6月 加入条件個別設定型医療保険「EVERYONE」販売開始。
- 2011年10月 オーナー・管理会社向け費用保険「あんしん住まいるオーナー保険」販売開始。

- 2012年12月 賃貸入居者保険の内容を充実させた「賃貸入居者あんしん総合保険」販売開始。
- 2014年12月 「あんしん住まいるリフォーム保険」販売開始。
- 2016年1月 全国9ヶ所に拠点を設置。
- 2016年2月 「賃貸入居者あんしん総合保険Ⅱ シルバーあんしん+プラス」販売開始。
- 2016年11月 資本金を2億3,100万円に増資。
- 2017年2月 「賃貸入居者総合保険 ハッピーワン」販売開始。

## Ⅱ 当社の基本理念・経営理念・行動指針

### 基本理念

- 法令を順守し、社会に貢献する

### 経営理念

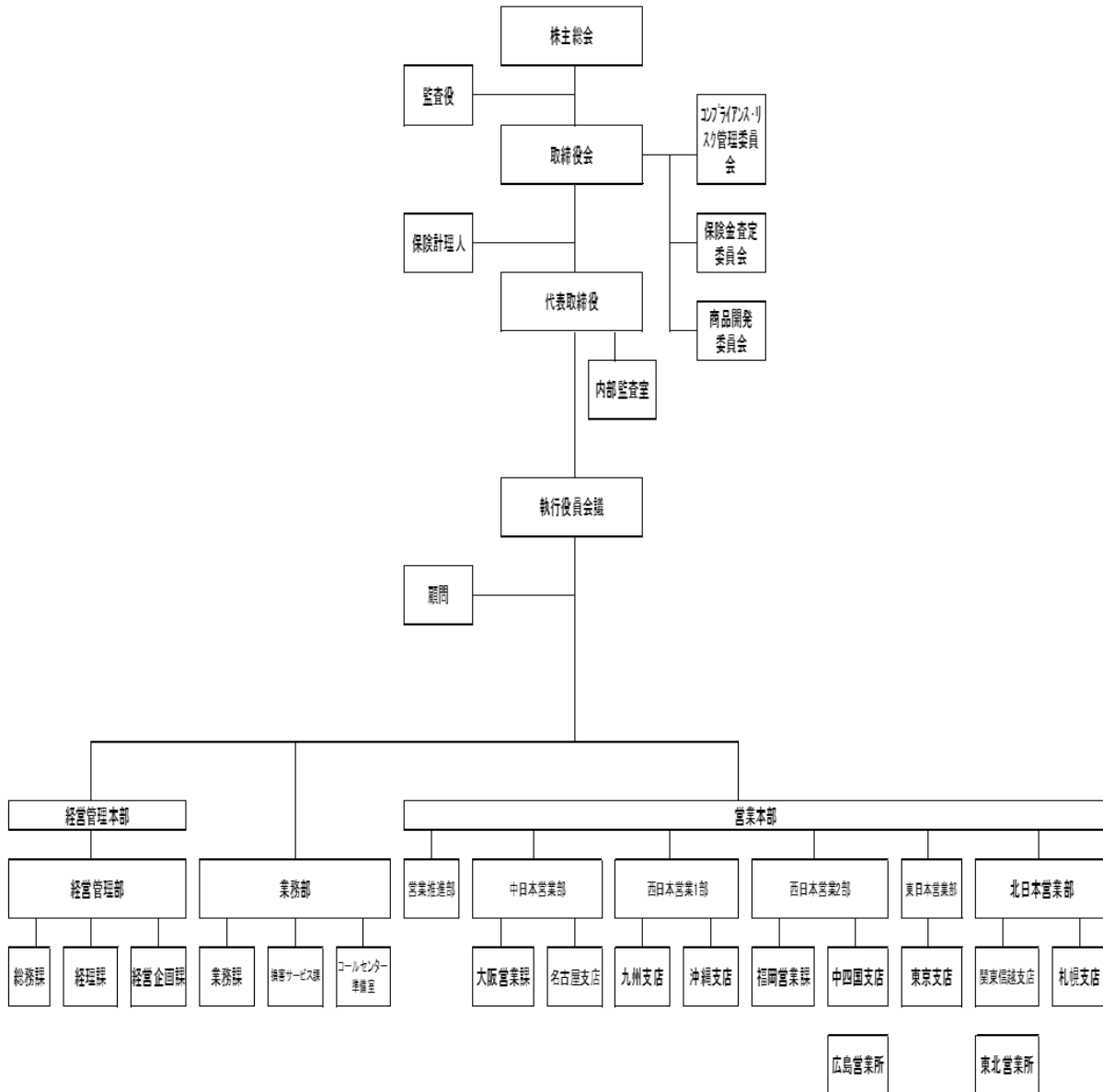
- 会社に関わる全ての人々の幸せのために努力を惜しみません  
当社や株主の利潤を追求するだけでなく、お客様、代理店様、関連企業様、従業員などといった全てのステークホルダーが幸せになることを目指し、安心と安全の提供を通じて社会貢献し、世の為人の為に仕事を行うように努めます。
- 常に変化し、成長し続けます  
変化することがリスクではなく、変化しないことが最大のリスクと考えます。チェンジ（変化）するときはチャンス（好機）の時と捉え、変化を受け入れやすい会社になり成長を高め続けます。

### 行動指針

- 積極的傾聴と参画  
自分の持っている考えを無くし、相手が何を感じているのか相手の立場で受け止める受容の精神を持ち、新たな政策に加わって参ります。
- 絶えざるチャレンジ  
現状に満足することなく新たな発展と挑戦の機会を求めて、たゆまず前進を続けます。「あったらいいな。」「できたらいいな。」を実現し、革新的なサービスを喜んで提供することができる企業を目指します。
- 公正な行動  
常に何が正しいかだけを考えて誰が正しいかは考えない。全ての事に敬意と公正さを持ち合わせ、組織ならびに個人として、成果を高めるよう努めます。
- 自立と共生  
自らの意思で考え行動する。活動を起こすというチャレンジを楽しむ気持ち、そしていっしょに仕事をする仲間と共に、個人と会社のさらなる成長を目指します。
- 付加価値の高いサービスの提供  
当社が何を売りたいかではなく、当社に関わる全ての人が何を必要としているのかを考え、革新的なサービスを提供する事が当社の使命であり目的であると考えます。

### III 組織

エイ・ワン少額短期保険株式会社の組織（2019年3月31日現在）



## IV 株式の状況

### i 株式数

発行可能株式総数 8,000株  
発行済株式の総数 4,620株

### ii 株主

(2019年3月31日現在)

株主の商号、名称または氏名	持ち株数	持株比率
エルズサポート株式会社	1,520株	32.9%
片山 勉	1,500株	32.5%
有限会社共一	1,200株	26.0%
AIG損害保険株式会社	200株	4.3%
株式会社I.S.C.	100株	2.2%
ソン シンヨン	100株	2.2%
合計	4,620株	100.0%

### iii 株主総会に関する事項

(1) 定時株主総会開催時期 毎年4月1日から4ヶ月以内に開催

(2) 第13期定時株主総会について

- ① 開催日 2019年6月13日  
 ② 報告事項 監査役による第13期事業年度における監査結果の報告  
 ③ 決議事項 第1号議案 第13期事業報告の件 原案通り、承認可決  
 第2号議案 取締役選任並びに取締役・監査役の報酬の件 原案通り、承認可決  
 第3号議案 定款変更の件 原案通り、承認可決

### iv 決算期日

毎年3月31日

## V 役員および使用人の状況

### i 役員に関する事項

(2019年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職
片山 勉	代表取締役	なし
中村 安志	取締役	なし
井上 将	取締役	コンサルティング株式会社 代表取締役
藤田 潔	取締役	エルズサポート株式会社 代表取締役
竹林 俊介	取締役	日本リビング保証株式会社 取締役
岡田 和美	取締役	株式会社P-ユナイテッド 代表取締役
平塚 博路	監査役	平塚公認会計士事務所 代表

### ii 使用人の状況

(2019年3月31日現在)

区分	前期末	当期末	当期末現在		
			平均年齢	平均勤続年	平均給与
内務職員	17名	18名	39.27歳	5.1年	275千円
営業職員	20名	17名	40.81歳	6.4年	396千円





## 2. 主要な業務の内容

## 事業の概況

### I 概況

当社は、2007年12月12日に少額短期保険業者として、近畿財務局長 第2号にて登録を行いました。前団体のエイ・ワン共済を中心に、アルファ共済会、セーフティ共済会、ヘスティア共済会の4共済が約7年間の事業を通じて培ってきたノウハウを集結し、設立されました。そして、それぞれの共済会のマーケット基盤を継承し、近畿を中心に、関東・中国・四国、九州を商圏としました。賃貸生活おける火災等による家財物の損失・水漏れ等の事故により生ずる損害を補償する商品として、「賃貸入居者保険」を販売いたしました。

少額短期保険業者としての実際の開業は、2008年3月7日であり、今期2018年度は実質11年目に当たります。

1年間を通じての結果は 収入保険料17億7千万円、保有契約数18万8千件という結果にて2018年度を終了いたしました。

前期に比べ、収入保険料は5.4%、保有契約件数も5.5%と順調に伸びております。

しかし、元受損害率については、大規模災害<sup>※</sup>の発生により25.2%と昨年度より7.9%高まりました。（※2018年夏から秋にかけて発生した西日本豪雨、台風21号、24号などを指します。）

今年度は、2017年2月に販売を開始した「賃貸入居者総合保険 ハッピーワン」を主力商品として販売いたしました。

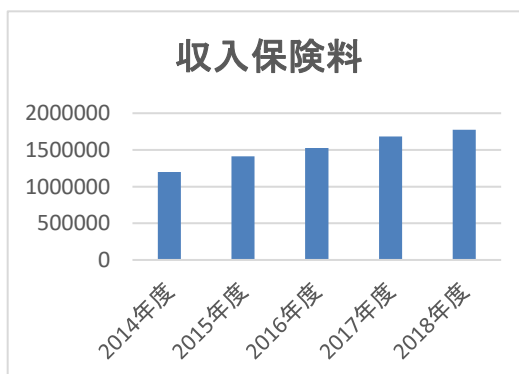
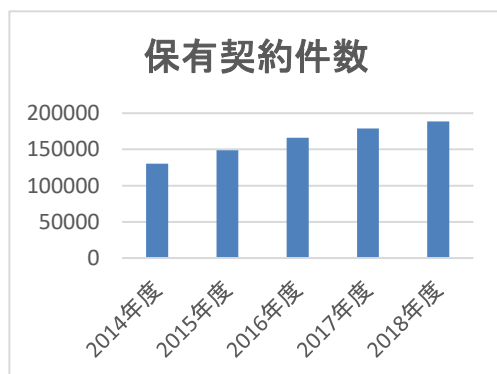
2019年3月現在、当社の取り扱い商品は9商品となっておりますが、引き続き賃貸入居者総合保険ハッピーワンを主力商品とし、賃貸入居者の皆様の家財補償等を通じて社会に貢献したいと考えております。

当社は、今年度の方針として、

- ①コンプライアンス及び契約者保護を第一とし、「顧客本位の業務運営」を行う社内態勢を
- ②経営ガバナンスが機能するような組織運営を実行する

という2つの方針を掲げており、健全かつ安定した事業運営を行って参ります。

### 主な業績の推移



## Ⅱ 当年度の取扱商品

### ①商品名：「賃貸入居者保険」

保険期間：1年または2年

賃貸住宅の入居者向けに開発した商品であり、家財補償、修理費用補償、借家人賠償責任補償、個人賠償責任補償がセットとなっています。また、その他に臨時費用、残存物取片付け費用、失火見舞費用等の各種費用も補償します。

⇒新規募集停止

### ②商品名：「テナント保険」

保険期間：1年または2年

賃貸物件の事業者向けに開発した商品であり、設備・什器等補償、借家人賠償責任補償、施設賠償責任補償がセットとなっています。また、その他に臨時費用、残存物取片付け費用、失火見舞費用、建具等修理費用等の各種費用も補償します。

### ③商品名：加入条件個別設定型医療保険「EVERYONE」

保険期間：1年

日常生活において、万が一のケガ、病気等で入院した場合に保障します。

その他入院一時金、手術保険金等も支払います。妊娠中や持病や既往症があってもその特定の疾病のみを不担保として、引受を行います。

### ④商品名：オーナー・管理会社向け費用補償保険「あんしん住まいるオーナー保険」

保険期間：1年

賃貸住宅のオーナー・管理会社向けに開発した商品であり、万が一、入居者が死亡した際、残された家財物の片づけ費用、居室内の修繕費用を補償します。

また、その入居者の葬儀を実施した場合の費用も補償します。

### ⑤商品名：「賃貸入居者あんしん総合保険」

保険期間：1年または2年

賃貸入居者保険の内容をさらに充実させた商品です。家財補償、修理費用補償、借家人賠償責任補償、個人賠償責任補償がセットとなっています。また、その他に臨時費用、残存物取片付け費用、失火見舞費用等の各種費用、窓ガラス、洗面ボウル、ドアロックの破損も補償します。

また、入居者自殺・他殺の場合の見舞金、入居者が孤独死した場合のお部屋の修繕費用も対象になります。保険料の支払い方法もコンビニ、口座振替、クレジットカード等多岐に渡ります。

⇒新規募集停止

**⑥商品名：「あんしん住まいのリフォーム保険」**

保険期間：1年

リフォーム施工業者をエンドユーザーに紹介する事業者が、「リフォーム施工業者の倒産等により発注したリフォームが完成しない」といったエンドユーザーのリスクに備える保険です。

リフォーム工事の期間や規模に応じて、保険金額30万円～1,000万円、保険期間1ヶ月～12ヶ月と204コースをご用意しております。

**⑦商品名：「賃貸入居者あんしん総合保険Ⅱ シルバーあんしん+プラス」**

保険期間：1年または2年

⑤の賃貸入居者あんしん総合保険を改定し、サービス付高齢者向け住宅等、賃貸住宅に入居される高齢者向けの商品としました。従来の家財補償、賠償責任補償等に加え、要介護度が悪化すれば一時金を、良化すればお祝い金をお支払いします。

⇒新規募集停止

**⑧商品名：「住宅漏水事故対応費用保険 エルセ保険」**

保険期間：1年

エルセ設置マンションにおいて、配管のゆるみ、排水管詰まりなどにより水濡れがあった場合において、修理費用・賠償費用を補償いたします。

**⑨商品名：「賃貸入居者総合保険 ハッピーワン」**

保険期間：1年または2年

賃貸入居者あんしん総合保険の内容をさらに充実させた商品です。家財補償、修理費用補償、借家人賠償責任補償、個人賠償責任補償がセットとなっています。その他に臨時費用、残存物取片付け費用、失火見舞費用等の各種費用を補償します。さらに、コースによっては、テレビを落として壊した時など不測かつ突発的な事故で家財物を破損させた場合なども補償します。また、オーナー（部屋に損害を与えた等）や第三者（階下に水漏れを起こした等）に対する賠償責任にも対応しています。

WEBからの申込も可能です。

### Ⅲ 保険募集について

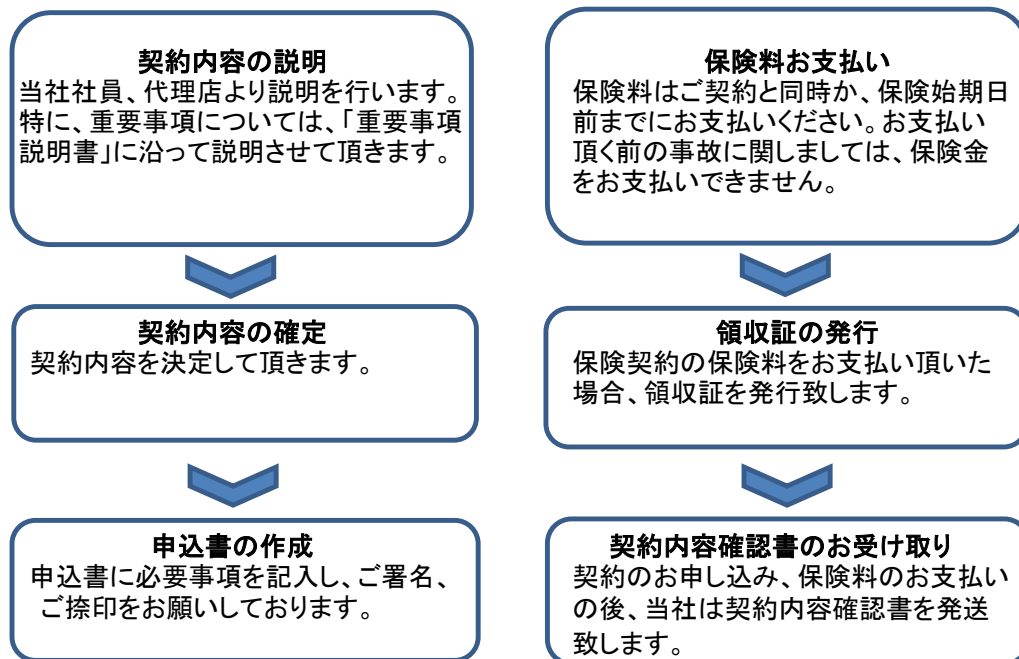
エイ・ワン少額短期保険の代理店は、当社との代理店委託契約に基づき、保険の説明および保険契約の締結を行います。また代理店は、保険業法で規定された少額短期保険業の募集人資格を持ち、財務局に登録された代理店とその役員および使用人に限られています。

その他に、当社の役職員が、直接募集を行うことができます。

また、当社代理店は、その商品内容をよく理解し、お客様に誤解を生じさせないよう、わかりやすい説明を心がけ、十分理解していただくために、販売マニュアル、事務マニュアル、システムマニュアル等を整備し、コンプライアンス等の法令遵守を徹底しています。

その意識を維持していただくために、定期的に代理店監査を実施します。現在、約2,000店舗の代理店網にてネットワークを構築しております。

#### i ご契約フロー



※商品説明において、募集人の権限明示を行い、お客様に保険の内容等について意向把握・確認を行っております。

※領収証、保険証券(または契約内容確認書)は、後日発行する場合があります。

※保険証券は、お客様からご要望があった場合のみ送付しており、原則として、契約内容確認書を送付しております。

#### ii クーリングオフについて

保険契約申込日、または保険契約の申込の撤回若しくは解除（以下「クーリングオフ」という。）に関する事項を記載した書面を受領した日のいずれか遅い日から8日以内（消印有効）（以下「クーリングオフ締切日」といいます。）であれば、クーリングオフを行うことができます。

クーリングオフされる場合は、クーリングオフ締切日までに当社に郵便にてご通知ください。

## 勧誘方針

当社は金融商品の勧誘方針について金融商品の販売等に関する法律に基づき、以下のよう  
定めております。

1	全ての役職員がコンプライアンス重視の理念・精神を高く持ち、関連法令等を遵守した適正な販売等を行います。
2	私どもは常にお客さまの立場に立って行動し、お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明方法や説明内容の工夫を継続的に行います。
3	私どもはコンサルティング活動等を通じて、お客さまの現在の状況を踏まえた最適の商品設計・販売等を行うよう心がけます。
4	私どもは販売活動等に際しては、時間帯や勧誘場所について、お客さまの立場に立ち、十分に配慮いたします。
5	私どもは保険事故発生時の保険金のお支払いに関して、ご契約内容に従って迅速、的確に手続きが行われるよう努めてまいります。
6	私どもはお客さまからの貴重なご意見をいただけるように努め、ご意見をその後のサービス向上等に活かしてまいります。
7	私どもはお客さまに関する情報は、業務上必要な範囲で収集し適正に使用します。また、個人情報の保護推進のために厳重な管理を行います。

エイ・ワン少額短期保険株式会社  
代表取締役 片山 勉

2008年 3月 7日制定

## 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、適切かつ健全な少額短期保険事業を行うにあたり、2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、当社の「コンプライアンス規程」に準拠して、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めました。

1	<b>取引を含めた一切の関係遮断</b> 当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任、および反社会的勢力により当社、当社社員および顧客等が受ける被害防止の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行います。
2	<b>組織としての対応</b> 当社は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、従業員の安全確保を最優先に行動します。
3	<b>裏取引や資金提供の禁止</b> 当社は、反社会的勢力に対しては、資金提供や事実を隠蔽するための不適切・異例な便宜供与を一切行いません。
4	<b>外部専門機関との連携</b> 当社は、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう、平素より警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関等との連携強化を図ります。
5	<b>有事における民事および刑事の法的対応</b> 当社は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、積極的に法的対応を行います。

エイ・ワン少額短期保険株式会社  
代表取締役 片山 勉

2014年 3月 14日策定

## お客さま本位の業務運営に係る基本方針

当社は、業務運営にあたり「お客さま本位の業務運営に係る基本方針」を策定し、当社の全役職員が最優先事項として取り組むことにより、お客さまの利益追求に努めます。

1	<b>お客さま本位の業務運営</b> 当社は、お客さまの利益追求の原点として「会社に関わる全ての人々の幸せのために努力を惜しみません」「常に変化し、成長し続けます」を経営理念として掲げております。引き続きお客さまに公平かつ公正な商品・サービスを提供するため、全役職員が本方針について積極的に取り組み、企業責任を全うしてまいります。
2	<b>お客さまの最善の利益追求</b> 当社は、お客さまの利益の最大化のために、お客さまニーズの把握と反映を継続し、商品の開発やサービスの提供を徹底してまいります。お客さまの契約お申し込みにおいては、全てのお客さまについて、そのご意向に沿っている旨を確認し、万一ご意向に沿えない場合には、当社との契約を見合わせていただくご提案をいたします。また、お客さまが重要な情報を誤解無くご理解いただけるよう、分かりやすい情報提供を推進してまいります。
3	<b>利益相反の適切な管理</b> 不当にお客さまの利益を害する取引、またはその恐れのある取引について、当社は、各種規程に基づき適切に把握・管理すると共に、利益相反取引を発生させないように監視体制の整備を継続いたします。
4	<b>合理的な手数料</b> 当社は、お客さまに提供する商品・サービスの内容と、商品の採算性などを基に合理的な手数料水準の設定にいたします。また、市場環境の変化においては、柔軟な手数料水準の設定に努めます。
5	<b>お客さまに最適なサービス提供</b> 当社は、お客さまにとって、少額短期保険業者への最大の要請は、保険金のお支払い対応であるとの考えに立ち、迅速な保険金支払いを通じ社会貢献に繋がります。お客さまからの保険金ご請求に際しては、事故の前例を基に、お客さまそれぞれのケースに相応しいアドバイスのご提供に努めます。
6	<b>方針の浸透に向けた枠組み</b> 当社は、本方針の実践のために、全役職員の目標管理や研修体制の整備・見直しを図ることで、倫理観と専門知識の高揚を推進します。

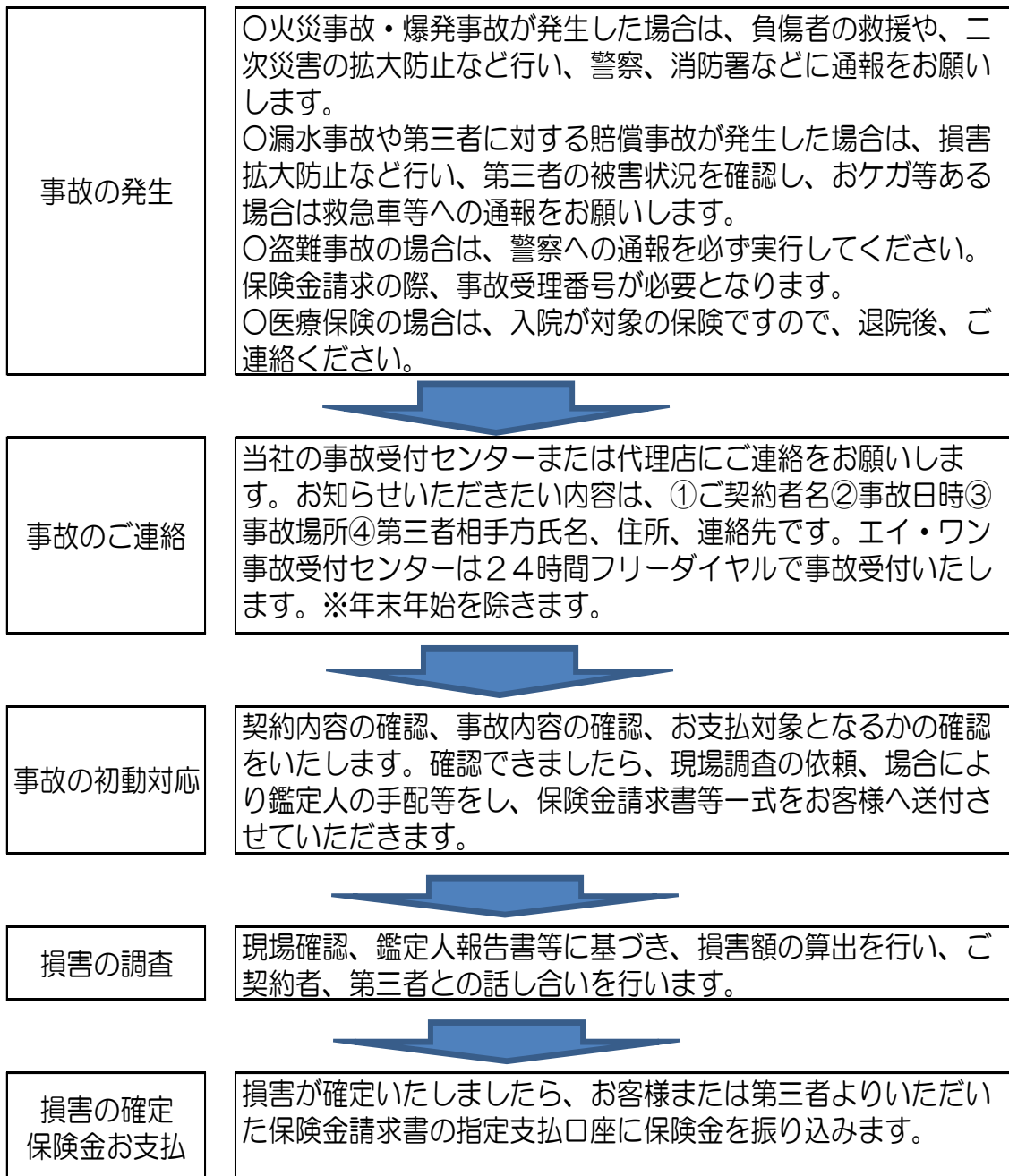
エイ・ワン少額短期保険株式会社  
代表取締役 片山 勉

2017年 12月 13日策定



## IV 事故対応について

### 保険金支払いまでの流れ



### エイ・ワン事故受付センター

事故センターのご連絡先

**0120-818-230**

受付時間：24時間受付

## V リスク管理体制

### i. 個別リスク管理方針

社会の情報・技術の革新、規制緩和・自由化により、保険業界を取り巻くリスクが多様化・複雑化してきています。

保険会社を取り巻くリスクの種類は、

- ① 保険引受リスク
- ② 資産運用リスク
- ③ 事務リスク
- ④ システムリスク

を一般的に取り上げることができます。

① 保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、会社が損失を被るリスクをいいます。

当社は、「保険引受リスク管理規程」に則り、当該リスクの把握・分析・評価を行い、適切なリスクコントロールを行うよう努めるものとします。

② 資産運用リスクとは、主に以下の2つがあげられます。

・市場関連リスク…金利、為替、有価証券等の価格が変動することにより、保有する資産の価値が変動し、会社が損失を被るリスクをいいます。

・信用リスク…信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消滅し、会社が損失を被るリスクをいいます。

当社は、「資産運用リスク管理規程」に則り、当該リスクに関しそのリスク量の適切な把握を行い、会社規模、運用額等を鑑みて、各リスクが許容範囲に収まるように制御するよう努めるものとします。

③ 事務リスクとは、役職員等が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより会社が損失を被るリスクをいいます。

当社は、「事務リスク管理規程」に則り、当該リスクの顕在化の予防・軽減に努め、正確かつ信頼性の高い事務管理態勢を整備するとともに、事務リスクが発生した場合には再発防止策を講じるよう努めるものとします。

④ システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスクおよびコンピュータの不正使用により損失を被るリスクをいいます。

当社は、「システムリスク管理規程」に則り、業務部を中心とした各部門で管理態勢を整備し、システム、情報セキュリティ、データ、ネットワークにおいて、当該リスクの発生防止・軽減・リスク発生時の損失の極小化を図り、必要不可欠な経営資源である情報資産の適切な保護と活用に努めるものとします。

### ii. 再保険について

当社は、タイピン再保険会社を始めとする再保険会社複数社と再保険契約を締結し、2018年度は比例再保険方式により、上期は90%、下期は95%の割合で再保険をかけることにより、十分な保険金支払能力を確保し、経営の安定化を図りました。また、再保険会社については、格付けや信頼性、実績等を考慮して選定し、巨大災害の発生時においても確実に再保険金の回収ができるよう、上限額の設定等を含む再保険契約条件を十分検討するとともに、当社の財務状況等に応じて毎年再保険契約条件の見直しを図っております。

これらのリスクを適切に管理・対応することが保険会社として、最重要課題であると認識しています。当社では、これらを適切にしかも迅速に処理をするために、取締役会のもとに、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスクに関する審議を行っています。

## VI 中立かつ公正な判断を行う紛争解決機関のご紹介

当社は、保険業法に基づく指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と紛争解決等業務の実施に関する手続実施基本契約を締結しております。

同協会では、少額短期保険業に関する一般的な相談のほか、少額短期保険業者の業務に関する苦情や紛争に対応する窓口として、「少額短期ほけん相談室」を設けております。当社との間で問題が解決できない場合において、「少額短期ほけん相談室」に紛争解決を求める申し立てを行うことができます。詳細につきましては、日本少額短期保険協会のホームページをご覧ください。

### 一般社団法人日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」

フリーダイヤル： 0120-82-1144

受付時間： 平日9:00~12:00、13:00~17:00

※土日・祝日・年末年始を除きます



### 3. 主要な業務に関する事項

## Ⅶ 《 コンプライアンス基本方針 》

私たちは、お客様の信頼を得るために関係法令等の遵守・社会的規範・倫理に基づき、誠実かつ公正な行動に努め、健全かつ適正な業務運営を行い社会的な信頼を確立して参ります。

信頼を維持、向上させるべく高い企業倫理を確立し全役職員がコンプライアンス意識の徹底を図って参ります。

### 《 行動規範 》

行動規範とは、コンプライアンス基本方針にもとづき、全役職員が関係法令等や社内規程を遵守するため、業務遂行における重要事項を具体的にまとめたものです。

#### 【社会との関係】

- 社外関係者との適正な取引関係の確立
  - ・業務上の地位を利用し、不当な金品の受け取りや、社会通念上不相当な接待や贈答を受けない。
- 反社会的勢力に対する姿勢
  - ・暴力団、総会屋、テロ集団等の反社会的勢力による圧力があつた場合は、会社をあげて毅然とした対応をする。
- 人権の尊重等
  - ・人権を尊重し、不当な差別のない公平・平等な対応をする。
  - ・セクシャル・ハラスメントなどの人権侵害を行わない。

#### 【業務遂行上の規範】

- 関係法令等の遵守
  - ・保険業法等の法令や業務遂行に関連する社内規程等を遵守する。
  - ・独占禁止法、金融商品取引法関連法令等を遵守する。
  - ・著作権、商標権、特許権等の知的財産権を尊重し、権利侵害防止に十分留意する。
- 適正な保険募集および保全手続き
  - ・保険募集に係る法令等、社内規程等に基づき、適正な保険募集活動を実施する。
  - ・契約者からの異動・解約請求、保険金請求について迅速かつ適正に対処する。
  - ・特定の契約者に対して不公正な取り扱いを行わない。
- 適切な情報管理
  - ・個人情報、関係法令や会社規程に従った厳格な管理を行い、契約者等のプライバシーを侵害しない。
  - ・機密情報については規程に従い適正に管理し、権限者のみ開示できるものとする。
- 利益相反の禁止
  - ・会社の利益に反して、自分や第三者の利益につながるような行為は行わない。

#### 【報告】

- 全役職員（派遣社員等を含む）は、この行動規範、法令等、社内規程・ルールに違反した行為を発見した場合は、社内ルールに従って報告・相談しなければならない。
- 不適切な行為を発見した者が、社内ルールに従った部内の報告・相談を行うことが適当ではないと判断した場合には、コンプライアンス室へ直接連絡することができる。

### 3. 主要な業務に関する事項

直近の三事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(千円、%、人、店)

項目	前々期(2016年度)	前期(2017年度)	当期(2018年度)
経常収益	2,854,032	2,938,172	3,437,952
うち保険料	1,526,304	1,684,953	1,775,914
経常費用	2,880,422	2,935,440	3,430,606
うち保険金等	321,212	283,119	433,987
うち解約返戻金等	44,781	47,631	56,327
うち事業費	1,184,815	1,172,826	1,304,098
経常利益	▲ 26,389	2,732	7,346
当期純利益	▲ 30,180	▲ 746	2,355
正味収入保険料	192,189	353,401	185,656
正味支払保険金	71,705	75,656	109,424
正味事業費	185,581	188,548	110,665
総資産	539,120	686,118	1,047,012
純資産額	138,915	138,168	140,524
保険業法上の純資産額	168,508	175,340	180,905
現金及び現金同等物の期末残高	122,900	255,197	342,081
責任準備金	122,790	227,352	142,836
うち普通責任準備金	93,197	190,180	102,454
うち異常危険準備金	29,592	37,171	40,381
うち契約者配当準備金	-	-	-
資本金	231,000	231,000	231,000
(発行済株式の総数 株)	4,620	4,620	4,620
自己資本	138,915	138,168	140,524
供託金	23,000	23,000	33,000
有価証券	74,625	74,540	74,455
元受損害率	21.6%	17.3%	25.2%
元受事業費率	80.0%	69.6%	75.8%
元受合算率	101.6%	86.9%	101.1%
正味損害率	37.3%	21.4%	58.9%
正味事業費率	96.3%	53.4%	59.6%
正味合算率	133.9%	74.8%	118.5%
経常利益率	▲0.9%	0.1%	0.2%
自己資本比率	25.8%	20.1%	13.4%
ソルベンシー・マージン比率	934.2%	763.9%	651.6%
一株当たり当期純利益	▲ 6	0	0
一株当たり配当金	-	-	-
配当性向	-	-	-
内部留保率	100.0%	100.0%	100.0%
年間収受保険料	1,191,423	1,337,679	1,379,088
契約件数	165,958	178,795	188,574
被保険者数(保険の相手方)	181,914	196,372	206,951
役員数	1	1	2
従業員数(パートタイマー等含む)	47	37	35
支店数	4	4	0
支社数	4	4	0
代理店数	1,755	2,061	2,103



## 4. 主要な業務の状況を示す指標

#### 4. 主要な業務の状況を示す指標等

##### I 正味収入保険料

(単位:千円、%)

年度 種目		2017年度		2018年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	123,353	35%	47,891	26%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		230,047	65%	137,765	74%
計		353,401	100%	185,656	100%

##### II 元受保険料

(単位:千円、%)

年度 種目		2017年度		2018年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	698,238	41%	680,069	38%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		986,714	59%	1,095,845	62%
計		1,684,953	100%	1,775,914	100%

##### III 支払再保険料

(単位:千円、%)

年度 種目		2017年度		2018年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	569,828	43%	628,506	40%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		750,862	57%	953,792	60%
計		1,320,691	100%	1,582,298	100%

##### IV 保険引受利益

(単位:千円、%)

年度 種目		2017年度		2018年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	0%	-	0%
	家財保険	▲ 6,115	35%	▲ 19,931	26%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		▲ 11,356	65%	▲ 56,728	74%
計		▲ 17,471	100%	▲ 76,659	100%

##### V 正味支払保険金

(単位:千円、%)

年度 種目		2017年度		2018年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	12,817	17%	38,116	35%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		62,839	83%	71,308	65%
計		75,656	100%	109,424	100%



## Ⅵ 元受保険金

(単位:千円、%)

年度 種目		2017年度		2018年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	107,390	38%	224,377	52%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		175,729	62%	209,610	48%
計		283,119	100%	433,987	100%

## Ⅶ 回収再保険金

(単位:千円、%)

年度 種目		2017年度		2018年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険	94,573	46%	186,261	57%
	(地震保険)	-	-	-	-
その他		112,889	54%	138,302	43%
計		207,463	100%	324,563	100%



## 5. 保険契約に関する指標

## 5. 保険契約に関する指標

I 契約者配当金  
該当契約はございません

### II 正味損害率、正味事業費率及びその合算率（コンバインド・レシオ）

年度 種目		2017年度			2018年度		
		正味損害率	正味事業費	合算率	正味損害率	正味事業費	合算率
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-	-	-
	家財保険 (地震保険)	21.4%	53.4%	74.8%	58.9%	59.6%	118.5%
	その他	-	-	-	-	-	-
計		21.4%	53.4%	74.8%	58.9%	59.6%	118.5%

### III 出再控除前の発生損害率、事業費率および合算率

年度 種目		2017年度			2018年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-	-	-
	家財保険 (地震保険)	17.3%	69.6%	86.9%	25.2%	75.8%	101.1%
	その他	-	-	-	-	-	-
計		17.3%	69.6%	86.9%	25.2%	75.8%	101.1%

IV 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等（第211条の52において準用する第71条第1項各号に掲げる者をいう。次号及び第6号において同じ）の数

	2017年度	2018年度
当該再保険を引き受けた主要な保険会社等	7社	7社

### V 再保険を引き受けた主要な再保険会社及び再保険内容

再保険会社	再保険契約内容	
	2017年度	2018年度
	比例再保険（保険金額の80%） 出再割合	比例再保険（保険金額の95%） 出再割合
現代海上保険	-	8.4%
タイピン再保険	11.0%	16.0%
ピーク再保険	22.0%	-
エムエス・アムリン再保険	33.45%	28.0%
その他再保険4社	33.55%	47.6%
計	100%	100%

2019年3月31日時点

### VI 再保険を引き受けた主要な再保険会社の格付け区分と支払再保険料の割合

格付け機関	格付け	2017年度		2018年度	
		社数	支払再保険料における割合	社数	支払再保険料における割合
スタンダード&プアーズ	A以上	5	67%	4	70%

2019年3月31日時点

VII 未収再保険の額  
該当契約はございません



## 6. 経理に関する指標

## 6. 経理に関する指標等

### I 支払備金

(単位:千円、%)

年度 種目		2017年度		2018年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険 (地震保険)	2,298	29%	14,621	29%
		-	-	-	-
その他		5,546	71%	35,449	71%
計		7,844	100%	50,070	100%

### II 責任準備金

(単位:千円、%)

年度 種目		2017年度		2018年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険	普通火災保険	-	-	-	-
	家財保険 (地震保険)	94,865	42%	55,211	39%
		-	-	-	-
その他		132,487	58%	87,624	61%
計		227,352	100%	142,835	100%

### III 利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高

該当事項はございません

### IV 損害率の上昇に対する経常損失の額

損害率上昇のシナリオ	発生損害率1%上昇すると仮定
計算方法	増加発生損害額は 既経過保険料(出再部分除く)×1% 経常損失の増加額は増加する発生損害額と等しい

(単位:千円)

	2017年度	2018年度
経常損失増加額	1,643	836

(単位:千円、%)

内訳	2017年度	2018年度
当期元受損害率	17.3	25.2
当期経常利益	2,732	7,346
前期元受損害率	21.6	17.3
前期経常利益	▲26,389	2,732

## V 資産運用に関する指標等

### ① 資産運用の状況

(単位:千円、%)

区分	2017年度		2018年度	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金	255,197	37.0%	342,081	32.6%
金銭信託	-	-	-	-
有価証券	74,540	11.0%	74,455	7.0%
運用資産計	329,709	48.0%	416,502	39.7%
その他	26,672	4.0%	213,974	20.7%
総資産	686,118	100%	1,047,012	100%

### ② 利息配当収入の額および運用利回り

(単位:千円、%)

区分	2017年度		2018年度	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り
現預金	1	0.00%	54	0.02%
金銭信託	-	-	-	-
有価証券	1,235	1.70%	1,214	1.61%
その他	-	-	-	-
合計	1,236	1.70%	1,268	1.63%

運用利回りは、(収入金額÷月平均運用額)で算出しています。

### ③ 保有有価証券の種類別の残高および合計額に対する構成比

(単位:千円、%)

区分	2017年度		2018年度	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
国債	74,540	100%	74,455	100%
合計	74,540	100%	74,455	100%

### ④ 有価証券の種類別の残存期間別残高

区分	2017年度末		2018年度末	
	10年以下	10年超	10年以下	10年超
国債	-	74,540	-	74,455
合計	-	74,540	-	74,455

### ⑤ 有価証券の時価情報等

(単位:千円)

区分	2017年度			2018年度		
	取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
国債	74,874	74,540	▲334	74,874	74,455	▲419
計	74,874	74,540	▲334	74,874	74,455	▲419

### ⑥ 金銭の信託

該当はありません。

## Ⅵ 責任準備金の残高

(単位:千円)

区 分	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	合計
火災保険				
普通火災保険	—	—	—	—
家財保険 (地震保険)	40,638	14,573	—	55,211
その他	61,816	25,808	—	87,624
計	102,454	40,381	—	142,835

## Ⅶ 法272条の28において準用する法第130条第1号に係る細目

### ①第211条の59第1項第1号に規定する額

	2017年度	2018年度
純資産の額	138,168千円	140,524千円

### ②第211条の59第1項第2号に規定する額

	2017年度	2018年度
価格変動準備金の額	-	-

### ③第211条の59第1項第3号に規定する額

	2017年度	2018年度
異常危険準備金の額	37,171千円	40,381千円

### ④第211条の59第1項第4号に規定する額

	2017年度	2018年度
一般貸倒引当金の額	-	-

### ⑤第211条の59第1項第5号に規定する額

	2017年度	2018年度
その他の有価証券の評価差額	-	-

### ⑥第211条の59第1項第6号に規定する額

	2017年度	2018年度
保有する土地の時価と帳簿価額の差額	-	-

### ⑦第211条の59第1項第7号に規定する額

	2017年度	2018年度
契約者配当準備金の額	-	-
社員配当準備金の額	-	-

### ⑧第211条の59第1項第8号に規定する額

	2017年度	2018年度
①から⑦までに掲げるもの以外のものの合計額	-	-



## 7. 財産の状況に関する指標



7. 財産の状況に関する指標  
財務諸表

I 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	2017年度 2018年3月 31日現在	2018年度 2019年3月 31日現在	科 目	2017年度 2018年3月 31日現在	2018年度 2019年3月 31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	255,197	342,081	保険契約準備金	235,196	192,907
現金	28	33	支払備金	7,844	50,070
預貯金	255,168	342,047	責任準備金	227,352	142,836
有価証券	74,540	74,455	代理店借	99,851	93,327
国債	74,540	74,455	再保険借	71,859	435,581
地方債	—	—	短期社債	—	—
その他の証券	—	—	社債	—	—
有形固定資産	5,557	6,834	新株予約権付社債	—	—
土地	—	—	その他負債	141,041	184,673
建物	5,260	5,254	代理業務借	—	—
動産	—	—	借入金	—	—
建設仮勘定	—	—	未払法人税等	2,952	3,174
その他の有形固定資産	296	1,579	未払金	—	—
無形固定資産	32,712	21,076	未払費用	727	27,777
ソフトウェア	32,712	21,076	前受収益	—	—
のれん	—	—	預り金	137,119	149,487
その他の無形固定資産	—	—	仮受金	198	4,192
代理店貸	1,139	320	その他の負債	44	41
再保険貸	39,208	393,984	退職給付引当金	—	—
その他資産	254,763	175,261	価格変動準備金	—	—
未収金	285	429	繰延税金負債	—	—
未収保険料	152,641	146,794	負ののれん	—	—
前払費用	63,830	6,883	負債の部 合計	547,949	906,488
未収収益	—	—	(純資産の部)		
仮払金	720	46	資本金	231,000	231,000
その他の資産	37,262	21,085	新株式申込証拠金	—	—
繰延資産	—	—	資本剰余金	—	—
供託金	23,000	33,000	資本準備金	—	—
			その他資本剰余金	—	—
			利益剰余金	▲ 92,831	▲ 90,475
			利益準備金	—	—
			その他利益剰余金	▲ 92,831	▲ 90,475
			積立金	—	—
			繰越利益剰余金	▲ 92,831	▲ 90,475
			自己株式	—	—
			自己株式申込証拠金	—	—
			株主資本合計	138,168	140,524
			その他有価証券評価差額金	—	—
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	—	—
			評価・換算差額等合計	—	—
			新株予約権	—	—
			純資産の部 合計	138,168	140,524
資産の部合計	686,118	1,047,012	負債及び純資産の部合計	686,118	1,047,012

Ⅱ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	2017年度	2018年度
	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで
経常収益	2,938,172	3,437,952
保険料等収入	2,913,464	3,342,278
保険料	1,684,953	1,775,914
再保険収入	1,228,511	1,566,363
回収再保険金	207,463	324,563
再保険手数料	984,278	1,193,432
再保険返戻金	36,770	48,367
資産運用収益	1,236	1,268
利息及び配当金等収入	1,236	1,268
その他運用収益	0	0
その他経常収益	23,470	9,889
経常費用	2,935,440	3,430,606
保険金等支払金	1,651,441	2,072,614
保険金等	283,119	433,987
解約返戻金	47,631	56,327
契約者配当金	—	—
再保険料	1,320,691	1,582,298
責任準備金等繰入額	106,668	42,226
支払備金繰入金	2,106	42,226
責任準備金繰入金	104,562	0
資産運用費用	—	—
事業費	1,172,826	1,304,098
営業費及び一般管理費	1,157,598	1,289,888
税金	903	954
減価償却費	14,325	13,255
退職給付引当金繰入額	—	—
その他の経常費用	4,503	11,667
経常利益（又は経常損失）	2,732	7,346
特別利益	—	—
特別損失	—	—
契約者配当準備金繰入額	—	—
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	2,732	7,346
法人税及び住民税	3,479	4,991
法人税等調整額	—	—
当期純利益（又は当期純損失）	▲ 746	2,355

Ⅲ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	2017年度	2018年度
	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	1,684,953	1,775,914
再保険収入	1,228,511	1,566,363
保険金支払による支出(-)	283,119	433,987
解約返戻金による支出(-)	47,631	56,327
再保険料支払いによる支出(-)	1,320,691	1,582,298
事業費の支出(-)	1,157,598	1,289,888
その他収入	0	0
小 計	104,425	△ 20,223
利息及び配当金等の受取額	1,236	1,268
利息の支払額(-)	—	—
契約者配当金の支払額	—	—
その他	0	84,515
法人税等の支払額(-)	3,479	4,991
その他支払(-)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	102,182	60,569
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増加額	—	—
有価証券の取得による支出(-)	—	—
有価証券の売却・償還による収入	—	—
その他	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	—	—
借入金の返済による支出(-)	—	—
社債の発行による収入	—	—
社債の償還による支出(-)	—	—
株式の発行による収入	—	—
自己株式の取得による支出(-)	—	—
配当金の支払額(-)	—	—
その他	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	132,297	86,884
VI 現金及び現金同等物期首残高	122,900	255,197
VII 現金及び現金同等物期末残高	255,197	342,081

Ⅳ 株主資本等変動計算書

2017年度

2017年4月1日から2018年3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本			株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
前期末残高	231,000	▲ 92,084	▲ 92,084	138,915	138,915
当期純利益	—	▲ 747	▲ 747	▲ 747	▲ 747
当期変動額	—	▲ 747	▲ 747	▲ 747	▲ 747
当期末残高	231,000	▲ 92,831	▲ 92,831	138,168	138,168

2018年度

2018年4月1日から2019年3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本			株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
前期末残高	231,000	▲ 92,831	▲ 92,831	138,168	138,168
当期純利益	—	2,355	2,355	2,355	2,355
当期変動額	—	2,355	2,355	2,355	2,355
当期末残高	231,000	▲ 90,475	▲ 90,475	140,524	140,524

Ⅴ 事業費の明細

区 分	前期	当期		
	金額	金額	増減額	増減率
事業費	1,172,826	1,304,098	131,272	11.2
①営業費及び一般管理費	1,157,598	1,289,888	132,290	11.4
②税金	903	954	51	5.6
③減価償却費	14,325	13,255	▲ 1,070	▲ 7.5
④退職給付引当金繰入額	0	0	0	
⑤保険業法第113条繰延資産償却費	0	0	0	
⑥保険業法第113条繰延額	0	0	0	
⑦合計	1,172,826	1,304,098	131,272	11.2

Ⅵ 法第272条の28において準用する法第130条第2号に係る細目

①第211条の60に規定する額（平成18年金融庁告示第14号第3条第1項第2号に規定する額を除く）

ソルベンシー・マージン比率（保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率）

（単位：千円）

	2017年度	2018年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	175,339	180,905
① 純資産の部合計（社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く）	138,168	140,524
② 価格変動準備金	-	-
③ 異常危険準備金	37,171	40,381
④ 一般貸倒引当金	-	-
⑤ その他有価証券の評価差額（税効果控除前）（99%又は100%）	-	-
⑥ 土地含み損益（85%又は100%）	-	-
⑦ 契約者（社員）配当準備金	-	-
⑧ 将来利益	-	-
⑨ 税効果相当額	-	-
⑩ 負債性資本調達手段等	-	-
	告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	-
	告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	-
⑪ 控除項目（－）	-	-
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2+R_2^2]}+R_3+R_4$	45,903	55,530
保険リスク相当額	37,568	40,019
R1 一般保険リスク相当額	20,720	23,245
R4 巨大災害リスク相当額	16,848	16,774
R2 資産運用リスク相当額	17,915	28,405
価格変動等リスク相当額	745	745
信用リスク相当額	2,551	3,420
子会社等リスク相当額	-	-
再保険リスク相当額	14,227	20,300
再保険回収リスク相当額	392	3,940
R3 経営管理リスク相当額	1,664	2,053
ソルベンシー・マージン比率 (1)/ {(1/2)×(2)}	763.9%	651.6%

◎ ソルベンシー・マージン比率とは

- 少額短期保険会社では、保険事故発生の際の保険金支払いに備えて、準備金を積み立てています。また、巨大災害の発生や、少額短期保険会社が保有する資産の大幅な価格変動、下落等で通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払い能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」を示す「リスク合計額」に対して「少額短期保険会社が保有している資本・準備金等の支払い余力」の割合を示す指標として、保険業法に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。

- 「通常の予測を超える危険」とは
  - ① 保険引受上の危険  
保険事故発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険
  - ② 資産運用リスク  
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超え変動することにより発生し得る危険
  - ③ 経営管理上の危険  
業務の運営上、通常の予測を超え発生し得る危険（事務リスク、システムリスク等）
  - ④ 巨大災害に係る危険  
通常の予測を超える巨大災害による発生し得る危険

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際、経営の健全性を判断するために活用する指標の一つですが、その数値が200%以上あれば「保険金等の支払能力が十分である」とされています。

②平成18年金融庁告示第14号第3条第1項第2号に規定する額

一般保険リスク

(単位:千円)

リスクの種類	リスク対象	リスク係数	リスク対象金額	リスク相当額
普通死亡リスク(A)	危険保険金額	0.06%		
災害死亡リスク(B)	災害死亡保険金額	0.006%		
災害入院リスク(C)	災害入院口額極額 × 予定平均給付日数	0.3%	74,351	223
疾病入院リスク(D)	疾病入院口額極額 × 予定平均給付日数	0.75%	132,707	995
その他の第一・第三分野リスク(F)	異常危険準備金 積立限度額	100%	769	769
火災リスク(E)	正味既経過保険料	12%	88,758	10,651
	正味発生保険金	33%	27,556	9,093
その他の第二分野リスク(G)	正味既経過保険料	17%	120,970	20,565
	正味発生保険金	34%	25,726	8,747
一般保険リスク相当額				23,245

巨大災害リスク

(単位:千円)

保険の種類	リスク相当額	
	地震災害	風水災害
火災保険	—	16,774
その他の第二分野保険	—	—
合計額	—	16,774

巨大災害リスク相当額	16,774
------------	--------

価格変動等リスク

(単位:千円)

対象資産	リスク係数	リスク対象資産の額	リスク相当額
国債	1%	74,455	745
地方債	1%	—	—
政府保証債	1%	—	—
その他	1%	—	—
不動産	5%	—	—
価格変動等リスク相当額			745

## 信用リスク

(単位:千円)

リスク対象資産		リスク係数	リスク対象資産の額	リスク相当額
債券	ランク1	0%	—	—
	ランク2	1%	—	—
	ランク3	4%	—	—
	ランク4	30%	—	—
預貯金	ランク1	0%	—	—
	ランク2	1%	342,047	3,420
	ランク3	4%	—	—
	ランク4	30%	—	—
信用リスク相当額				3,420

## 子会社等リスク

(単位:千円)

事業形態	リスク対象資産	リスク係数	リスク対象資産の額	リスク相当額
子会社（国内会社）	株式	10%	—	—
	貸付金	1%	—	—
子会社（海外法人）	株式	15%	—	—
	貸付金	6%	—	—
国内会社及び海外法人にかかわらず信用リスクのランク4に該当する子会社	株式	100%	—	—
	貸付金	30%	—	—
子会社等リスク相当額				—

## 再保険リスク

(単位:千円)

区分	出再割合	リスク係数	リスク対象資産の額	リスク相当額
出更に附した契約の不積立責任準備金	50%以下の部分	1%	687,590	6,875
	50%を超える部分	2%	547,950	10,959
出更に附した契約の不積立支払備金	50%以下の部分	1%	101,102	1,011
	50%を超える部分	2%	72,752	1,455
再保険リスク相当額				20,300

## 再保険回収リスク

(単位:千円)

	リスク係数	リスク対象資産の額	リスク相当額
再保険貸（外国再保険貸を含む。）	1%	393,984	3,940

## 経営管理リスク

(単位:千円、%)

保険リスク相当額 (A)	40,019
資産運用リスク相当額 (B)	28,405
リスク係数 (C)	3
経営管理リスク相当額	2,053

## 8. 保険用語の解説

### ●ア行

#### 異常危険準備金

大きな災害など巨額な支払に備えて、毎決算期に地震を除くすべての保険種類ごとに収入保険料の一定割合を責任準備金の一つとして積み立てるもの。

### ●カ行

#### 合算率

発生損害率＋事業費率

#### 契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すこと。

ただし、多くの保険約款では、告知義務違反などの解除は契約の当初まで遡らず、将来に向かってのみ効力を生じるように規定している。

#### 告知義務

保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申し出る義務、及び重要な事項について不実の事を申し出はならないという義務。

#### コンバインド・レシオ（合算率）

正味損害率＋正味事業費率

### ●サ行

#### 再保険

保険会社が元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分を別の保険会社に転嫁することをいう。

#### 再保険金

再保険契約に基づき、受再者（再保険の受け手）が出再者（再保険の出し手）に支払う保険金をことをいう。

#### 再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に付保するときに支払う保険料のことをいう。

#### 時価（額）

保険契約の対象である物と同等の物を、新たに購入するのに必要な金額（再調達価格）から使用による消耗分を控除して算出した金額。

#### 事業費

保険会社の事業上の経費で、損益計算書における「損益調査費」、「諸手数料及び集金費」、「営業費及び一般管理費」の合計額をいう。

#### 事業費率

（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）  
÷ 出再控除前の既経過保険料×100

#### 支払備金

決算日までに発生した保険事故で、その保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積立てる準備金のことをいう。

#### 支払再保険料

出再保険料から、再保険返戻金を控除したもの

#### 受再保険料

再保険を引き受けた保険会社が、元受保険会社から受け取る保険料

#### 正味収入保険料

元受保険料及び受再保険料収入から再保険料・返戻金を控除した保険料。

#### 正味支払保険金

元受契約の支払保険金から、当社を契約者とする再保険契約に基づき回収した再保険金を控除したもの

#### 正味事業費率

（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷正味収入保険料×100

#### 正味損害率

（正味支払保険金額＋損害調査費）÷正味収入保険料

#### 責任準備金

将来生じうる保険契約上の債務に対して、保険会社が積み立てる準備金をいう。これには、決算期後に残された保険契約期間に備えて積立てる「普通責任準備金」と異常災害の損失に備えて積立てる「異常危険準備金」がある。

#### 損害てん補

保険事故によって生じた損害に対し、保険会社が保険金を支払うことをいう。

#### 損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合。  
正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合。



### ●タ行

#### 大数の法則

ある試行を繰り返し行えば、確率は一定値に近づくという法則。例えば、サイコロを振ってでる目は、振る回数を増やせばどの目がでる確率も6分の1に近づくというのが大数の法則。保険のように契約者数が多数の場合、おおよそ一定の水準に収束するので、それに基づき保険料を算出することができる。

#### 重複保険

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通する複数の保険契約が存在する場合を重複保険という。

#### 通知義務

保険契約したのち、契約内容に変更が生じた場合に、契約者が契約者が保険会社に連絡する義務をいう。

### ●ハ行

#### 発生損害率

$(出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) \div 出再控除前の既経過保険料 \times 100$

#### 被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいう。

#### 保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間のこと。この期間内に保険事故が発生した場合のみ保険会社は保険金を支払う。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていない場合は、保険会社の責任は開始しない。

#### 保険金

保険事故により損害が生じた場合、保険会社が被保険者に支払う金銭のこと。

#### 保険金額

ご契約金額のことをいう。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額。

#### 保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人をいう。契約が成立すれば、保険料の支払い義務を負う。

#### 保険事故

保険契約において、保険会社が偶然性のある事故が発生したときに、保険金を支払わなければならないという約束をした事実をいう。

#### 保険の目的

保険を付ける対象のことをいう。

火災保険（賃貸入居者保険）での家財がこれにあたります。

#### 保険引受利益

保険引受に係る損益であり、「保険引受利益」から「保険引受費用」及び「保険引受に係る営業費及び一般管理費」を差し引いて、「その他収支」を加減した金額をいう。

#### 保険約款

保険契約の内容を定めたもの。保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、その約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款（特別条項）とがある。

#### 保険料

被保険者が被る危険を保険会社が負担するための対価として保険契約者が支払う金銭のこと。

#### 保険料即収の原則

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則をいう。

### ●マ行

#### 免責金額

自己負担額のことをいう。一定金額以下の損害について契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがある。

#### 元受保険料

保険会社が契約者から引き受けた保険契約を元受契約といい、その契約によって領収する保険料のことをいう。

#### 元受正味保険金

元受契約の支払保険金から、元受契約にかかわる求償により回収した金額を控除したもの

<b>エイ・ワン事故センター</b>
0120-818-230 24時間フリーダイヤル
<b>お客様サービスセンター</b>
0120-331-788 平日 10:00~17:00 土曜・日曜・祭日・年末年始を除く